

を「九千九百円」に、「六千六百円」を「五千七百円」に改め、同号口中「一万円」を「八千二百円」に、「七千六百円」を「六千六百円」に、「四千四百円」を「三千八百円」に改め、同号ハ中「五千円」を「四千百円」に、「三千八百円」を「三千三百円」に、「二千二百円」を「千九百円」に改め、同号二中「一万千三百円」を「九千九百円」に、「五千五百円」を「四千九百円」に改める。

第九十条の十一の二第一項中「平成二十一年四月一日」を「平成二十四年五月一日」に、「次条第一項各号」を「第九十条の十二第一項各号、第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十条の十一の三 平成二十四年五月一日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、初めで道路運送車両法第七条第一項の規定による登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する月から起算して十三年を経過する月（軽自動車その他の政令で定める検査自動車については、政令で定める月）の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車（前条の規定の適用がある検査自動車並びに次条第一項各号、第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車を除く。）に係る自動車重量税の税額は、自

自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかるらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額）とする。

一 道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第一条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を經營する者がこれらの事業の用に供する自動車

イ 自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1) (2) 及び(3)に掲げる自動車以外の自動車

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千四百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに五千四百円

(2) 軽自動車

五千四百円

(3) 二輪の小型自動車

三千二百円

ロ イに掲げる自動車以外の自動車

(1) 乗用自動車（(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）

(i) 車両重量が○・五トン以下のもの 二千七百円

(ii) 車両重量が○・五トンを超えるもの 車両重量○・五トン又はその端数ごとに二千七百円

(2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 二千七百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに二千七百円

(3) 軽自動車

(4) 二輪の小型自動車 千六百円

二 前号に掲げる自動車以外の自動車

イ 自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1) 乗用自動車（(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）

(i) 車両重量が○・五トン以下のもの 一万円

- (ii) 車両重量が○・五トンを超えるもの　車両重量○・五トン又はその端数ごとに一万円
- (2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車
- (i) 車両総重量が一トン以下のもの　一万円
- (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに一万円
- (3) 軽自動車
- (4) 二輪の小型自動車
- イに掲げる自動車以外の自動車
- (1) 乗用自動車 (4)及び(5)に掲げる自動車を除く。)
- (i) 車両重量が○・五トン以下のもの　五千円
- (ii) 車両重量が○・五トンを超えるもの　車両重量○・五トン又はその端数ごとに五千円
- (2) (1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車
- (i) 車両総重量が一トン以下のもの　五千円
- (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに五千円

(3) 車両総重量一・五トン以下の貨物自動車（(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 三千八百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに三千八百円

(4) 軽自動車 三千八百円

(5) 二輪の小型自動車 二千二百円

2 前項の車両重量及び車両総重量の計算に関し必要な事項は、自動車重量税法第七条第三項に定めるところによる。

第九十条の十二第一項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等（自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について平成二十一年四月一日以後最初に受けるものに限る。以下この条において同じ。）」を「平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付」に、「当該自動車検査証の交付等」を「当該自動車検査証の交付」に改め、同項第一号中「財務省令で定めるもの」を「内燃機関を有しないもの」に改め、同項第二

号を次のように改める。

二 天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で財務省令で定めるもの）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超えるものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので財務省令で定めるもの

第九十条の十二第一項第三号中「もので財務省令で定めるものをいう。次号において同じ」を「ものをいう」に改め、同項第四号中「電力併用自動車（）」を「揮発油自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車をいい、）」に改め、「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同号イ中「車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車」を「乗用自動車又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車（専ら人の運送の用に供する自動車で、乗用自動車以外のものをいう。以下この条において同じ。）若しくは貨

物自動車」に改め、「この号」の下に「次項第一号及び第二項第一号」を加え、「平成十七年電力併用軽量車基準」を「平成十七年揮発油軽中量車基準」に、「（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五」を「であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」に改め、同号口中「三・五トンを超える電力併用自動車」を「一・五トンを超える三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車」に、「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。）」を「平成十七年揮発油軽中量車基準」に改め、「又は粒子状物質」を削り、「平成十七年電力併用重量車基準に」を「平成十七年揮発油軽中量車基準に」に、「十分の九」を「四分の一」に、「基準エネルギー消費効率」を「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 乗用自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号、次項第二号イ及びロ並びに第三項第二号イ及びロにおいて「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

ロ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下の乗用自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超える乗用自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号、次項第二号ハ及びニ並びに第三項第二号ハ及び二において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第二項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等」を「平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付」に、「当該自動車検査証の交付等」を「当該自動車検査証の交付」に改め、「第九十条の十一第一項及び前条第一項」を削り、「前二条」を「同項」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる揮発油自動車

イ 乗用自動車又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車若しくは貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

- (1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 口 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの
- (1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。
(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

口 車両総重量が一・五トンを超える三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒

予状物質の値の十分の九を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第三項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等」を「平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付」に、「当該自動車検査証の交付等」を「当該自動車検査証の交付」に改め、「第九十条の十一第一項及び前条第一項」を削り、「前二条」を「同項」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる揮発油自動車

イ 乗用自動車又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車若しくは貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

- (1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- 口 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

 - (1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

- (1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

一 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

口 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- 二 車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するも

ので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第四項中「前二項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 第一項（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた検査自動車について初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証の有効期間が満了する日から起算して十五日を経過する日までに自動車検査証の交付等（自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受けた日後最初に受けるものに限る。以下この項において同じ。）を受ける場合（当該自動車検査証の交付等を受ける際に、初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証の記載事項について財務

省令で定める変更がない場合に限る。）には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

5 第一項各号（次項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車（第一項及び前項の規定の適用があるものを除く。）について平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等（自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について平成二十四年五月一日以後最初に受けるものに限る。以下この項において同じ。）を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

6 第一項（第四号イに係る部分に限る。）、第二項（第一号イに係る部分に限る。）及び第三項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない検査自動車であつて、エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべ

き事項を勘案して財務省令で定めるエネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として財務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第一項第四号イ(3)中「平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」とあるのは「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十」と、第二項第一号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、第三項第一号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

第六章第三節の四中第九条の十三を第九条の十五とし、第九条の十二の次に次の二条を加える。

（乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例）

第九十条の十三 次に掲げる検査自動車について平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日まで

の間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税を免除する。

一 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車のうち、次のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（次号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるものとして財務省令で定めるもの

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針（次号イにおいて「基本方針」という。）に平成三十一年度までに導入する台数が目標として定められた自動車（同法第二条第七号に規定する自動車に限る。次号イにおいて同じ。）に該当するものであること。

ロ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次号ロにおいて「公共交通移動等円滑化基準」という。）で財務省令で定めるものに

適合するものであること。

- 一 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるものとして財務省令で定めるもの
- イ 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

ロ 公共交通移動等円滑化基準で財務省令で定めるものに適合すること。

ハ 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

(貨物自動車に係る自動車重量税率の特例)

第九十条の十四 次に掲げる検査自動車（第九十条の十一第一項から第三項までの規定の適用があるものを除く。）のうち、衝突に対する安全性の向上を図るための装置を装備したものとして財務省令で定めるものについて平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日（第一号に掲げる検査自動車のうち

車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第二号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十六年十月三十一日)までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

一 車両総重量が八トンを超える貨物自動車（財務省令で定める牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で財務省令で定めるものに適合するもの

二 車両総重量が十三トンを超える貨物自動車（財務省令で定める牽引自動車に限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で財務省令で定めるものに適合するもの

国税通則法第百十九条第一項の規定は、前項の規定により計算した金額に百円未満の端数があるとき

について準用する。

第九十三条第一項第三号中「第五十一条の二第一項第二号口及びハ」を「第五十一条の二第一項第二号」に改め、同条第四項中「並びに」を「第七十条の六の四第十七項並びに」に改める。

第九十八条の表の都道府県の項中「含む。」の下に「及び第七十条の六の四第十八項」を加え、同表の市町村の項中「含む。」及び「を「含む。」」に、「含む。」の「を「含む。」及び第七十条の六の四第十八項の」に改める。

(所得税法の一部改正)

第二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項第五号中「超える」を「超え千五百万円以下である」に改め、同項に次の一号を加える。

六 前項に規定する収入金額が千五百万円を超える場合 二百四十五万円

第三十条第二項中「相当する金額」の下に「(当該退職手当等が特定役員退職手当等である場合には、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額)」を加え、同条第三項中「掲

げる金額」を「定める金額」に改め、同項第一号中「この項」の下に「及び第六項」を加え、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項各号中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項に規定する特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等（次に掲げる者をいう。）としての政令で定める勤続年数（以下この項及び第六項において「役員等勤続年数」という。）が五年以下である者が、退職手当等の支払をする者から当該役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいう。

- 一 法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員
 - 二 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
 - 三 国家公務員及び地方公務員
- 第三十条に次の一項を加える。

6 その年中に第四項に規定する特定役員退職手当等と特定役員退職手当等以外の退職手当等があり、当該特定役員退職手当等に係る役員等勤続年数と特定役員退職手当等以外の退職手当等に係る勤続年数の

重複している期間がある場合の退職所得の金額の計算については、政令で定める。

第五十七条の二第一項を次のように改める。

居住者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、その年分の第二十八条第二項（給与所得）に規定する給与所得の金額は、同項及び同条第四項の規定にかかわらず、同条第二項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とする。

一 その年中の第二十八条第一項に規定する給与等（以下この項及び次項において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二 その年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万円

第五十七条の二第二項中「第二十八条第一項に規定する」を削り、「補てんされる」を「補填される」に改め、同項第四号中「（弁護士、公認会計士、税理士その他の人の資格で、法令の規定に基づきその資格を有する者に限り特定の業務を當むことができることとされるものを除く。）」を削り、同項に次の二